

後期高齢者医療制度のお知らせ 令和8年度の保険料のお支払い

7月に保険料額をお知らせします 令和8年度の保険料につきましては、7月に個別にお知らせします。

◆保険料の計算方法

①基礎賦課額（以下「医療分」とします。）

均 等 割 【1人当たりの額】 59,963円	+	所 得 割 【本人の所得に応じた額】 (令和7年中の所得－最大43万円) ×11.61%	=	医療分算出保険料 【限度額85万円】 (100円未満切り捨て)
--	---	---	---	--

②子ども・子育て支援納付金賦課額（以下「子ども分」とします。）

均 等 割 【1人当たりの額】 1,364円	+	所 得 割 【本人の所得に応じた額】 (令和7年中の所得－最大43万円) ×0.28%	=	子ども分算出保険料 【限度額2万1千円】 (100円未満切り捨て)
---	---	--	---	--

+

||

- 1年間の保険料の上限額は、医療分85万円、子ども分2万1千円の計87万1千円になります。
- 年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。
- ※「所得」とは、前年の「収入」から必要経費（公的年金等控除や給与所得控除額など）を引いたものです。
- ※前年の所得金額により、43万円の控除額が異なる場合があります。

**令和8年度
年間保険料**

～令和8年度から【子ども・子育て支援納付金】が追加されます～

この制度は、全ての世代や企業の皆様から支援金を拠出いただき、子育て施策の拡充に充てるもので、子どもや子育て世帯を社会全体で支えるものです。子どもたちは将来、社会保障制度の担い手となることから、子どもの育ちを支える支援金制度は全ての方にとってメリットとなります。

令和8年4月から「医療分」と併せて徴収されます。詳しくは上記の《保険料の計算方法》をご覧ください。

■保険料のお支払い方法

保険料の納め方は、原則「年金天引き」です。（申し出によって「口座振替」も可能）
 ただし、次の(1)～(3)のいずれかに当てはまる方は「年金天引き」の対象となりません。
 「納付書」または「口座振替」にてお納めください。
 ※社会保険料控除は、「年金天引き」の方は本人に、「口座振替」の方は口座名義人に適用されます。

- (1)介護保険料が「年金天引き」されていない方（年金額が年額18万円未満の方）
- (2)介護保険と後期高齢者医療の保険料の合計額が、介護保険料が天引きされている年金の受給額の半分を超える方
- (3)年度途中で新たに制度に加入された方または制度加入中に他市町村から転入された方

※ご注意※
国民健康保険料(税)の口座振替は自動継続されません。再度、金融機関での手続きが必要です。

問い合わせは、北海道後期高齢者医療広域連合（☎011-290-5601）
住民保険課 国保・高齢者医療係（直通 ☎74-0844）まで。

ファミリー・サポート・センター事業

ファミリー・サポート・センター事業とは？

子育ての手助けをしてほしい人（依頼会員）と子育ての手伝いができる人（提供会員）とで会員組織をつくり、地域での子育てをみんなサポートする仕組みです。

■提供会員になるためには...

- ・20歳以上で心身ともに健康な方
- ・提供会員講習会を受講した方（受講料無料）

令和8年度提供会員講習会

9月14日(月)～17日(木) “こども園かぼの” にて開催予定

※講習内容等の詳細につきましては、町広報8月号のチラシをご覧ください。



提供
会員

受講者

募集

主なお手伝い
 ・一時的な預かり
 ・送迎サポート

一緒に中標津町の
 子育ての応援
 をしませんか？



問い合わせは、子育て支援課 子育て支援係（直通 ☎74-0895）まで。